

海老名市監査委員告示第 9 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成20年6月12日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成20年 8月 7日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 雨宮 徳明

海老名市監査委員 鈴木 守

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているか、同条第 2 項に規定する要件のうち、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年以内の請求であるか、また、同項ただし書きに定める「正当な理由」があるか否かを慎重に判断する必要があったため、平成 20 年 6 月 12 日これを受理した。

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

(要 旨)

- (1) 専門家による建物調査の報告書に専門家の名前がなく、本当に残す価値があるか、いくら費用をかけていいかを判断する報告がされていない。
- (2) 所管課で「植生もすごい。ニホンタンポポがある」との説明を受けたが、植生の報告書にそのニホンタンポポが載っていない。
- (3) 今福薬医門公園を本当に残す価値があるのかの議論がされず、最初に残すことありきで予算 800 万円をかけて事業を行った。
- (4) 請求する措置の内容
建物調査、植生調査の報告書を再製作することを請求し、その費用は前文化財課長の負担とする。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、次の事項が法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な「公金の支出」に当たるか否かについて監査対象事項とした。

- (1) 建物調査の報告書に専門家の名前が記載されておらず、文化財としての

- 価値があるか、いくら費用をかけて保存すべきかの判断がされていない。
- (2) 植生の報告書に貴重だと言われたニホンタンポポについて記載されていない。
 - (3) 今福薬医門公園を保存することの議論もせず、800万円の予算を前提に整備等事業をした。

これに先立ち、まず本件請求が、法第242条第2項に定められた期間内に行われた適法な請求であるか否かについてを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育部生涯学習文化財課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成20年6月27日に陳述の機会を設けた。その際、新たな証拠の提出はなかった。

4 請求人の証拠書類

資料－1 建物調査の報告書

資料－2 今福家の植生図

資料－3 市長への手紙の回答(平成20年5月1日付 今福薬医門公園について)

資料－4 市長への手紙の回答(平成20年3月31日付 今福薬医門公園について)

5 職員の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成20年7月11日に前文化財課長及び現生涯学習文化財課長から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 建物報告書について

建物の文化財的価値を判断するための基礎資料とするとともに、寄付を受納するか否かの参考資料とするために実施した。平成16年4月10日に鶴見大学建築学講師である鈴木亘氏に調査を依頼した。

(2) 植生の報告書について

平成16年5月11日に寄附を受けた敷地は樹木・草木等が豊富であったが、今後の整備の過程において植生が変化することが考えられるので、記録保存のため、同年12月16日に海老名野草観察の会会長に調査を依頼した。翌年3月に樹木中心の記録として報告書が提出された。なお、本調査時期にはニホンタンポポの生育は見られないため、報告書には記載がなかった。

(3) 保存整備について

平成16年5月11日に本件寄附を受納し、平成17年5月1日に(仮称)今福記念公園整備活用検討委員会を設置し調査検討を行ってきた。整備事業にかかる費用については、市議会で議決をされた予算で行われていた。

2 監査委員の判断

本件措置請求については、次のように決定した。

本件監査請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠くものであり、不適法なものと判断したので却下する。

判断にいたった理由は以下のとおりである。

「理 由」

(1) 住民監査請求とその期間等について

法第242条第2項の規定によって、同条第1項に定める住民監査請求は、当該行為(違法若しくは不当な財務会計上の行為)のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、これを行うことができない旨が定められている。

法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由の有無については、当該行為が秘密裡になされた場合に限らず、住民が相当の注意力を持って調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情がない限り、住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解される。(平成14年9月12日最高裁第一小法廷判決)

以上のことを踏まえ、本件請求についてみると、法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由については、平成17年10月15日の「広報えびな」で公園の事前公開を周知していること、請求人の請求書の中で、「2、3年前公園

の公開時にアンケート調査で本当に残す価値があるのか疑問と書いた」という記述があることから、その時点で知り得たものと認められ、それから請求まで2年以上経過しているため、正当な理由があったとはいえない。

(2) 本件請求が財務会計上の行為であるかについて

法第242条第1項における監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理等の財務会計上の行為の防止・是正を目的とするものであり、その対象となる行為は、当該地方公共団体の財務会計上の行為に限られている。

本件請求において、請求人は、建物調査の報告書に専門家の名前と文化財としての価値があるかどうかの記載がなく、保存整備等事業を行ったと主張している。しかし、住民監査請求の要件である財務会計上の行為を特定し支出自体についての違法若しくは不当な事実を述べていない。

さらに、本当に残す価値があるのかの議論がされていないとの請求人の主張についても、寄附を受納し保存するか否かの意思決定は行政判断であり、財務会計上の直接の原因となる行為には当たらない。従ってこれをもって800万円の支出が違法又は不当であるとはいえない。

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項・第2項に定める住民監査請求の要件を欠き、不適法なものであり、却下する。